



トピックス	TOP	MPD
S・A	18~24	18~23
論文	7・8	5

## 令状による捜索・差押え



検察官、検察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、裁判官の発する令状により、差押え、記録命令付差押え、捜索又は検証をすることができる(刑訴法218条1項前段)。

……第110条から第112条まで、第114条、第115条及び第118条から第124条までの規定は、検察官、検察事務官又は司法警察職員が第218条……によってする押収又は捜索について……これを準用する(刑訴法222条1項)。

### 捜索・差押えの定義等

#### ① 捜索

捜索とは、証拠物又は没収すべき物あるいは被疑者等を発見するために、被疑者又は被疑者以外の第三者の身体、物又は住居その他の場所について強制力を用いて捜す強制処分をいう。

#### 知っ得メモ

#### 捜索の種類

捜索には、物の捜索と人の捜索とがある。

物の捜索は、人の身体、物件又は住居その他の場所を探索し、証拠物又は没収すべき物と思量する物の発見を目的として行う捜査手段である。

人の捜索は、住居その他の場所につき、主として、被疑者の発見を目的として行われる捜査手段である。

#### ② 差押え

差押えとは、証拠物又は没収すべき物の占有を、所有者、所持者又は保管者から強制的に取得する強制処分をいう。

#### ③ 捜索・差押えの原則

強制処分である捜索及び差押えは、令状主義の下、裁判官の発する令状に基づいて行うのが原則である。

そして、令状主義について定める憲法35条1項は、令状は「捜索する場所及び押収する物を明示する」ものであることを規定している。また、同条2項は、「捜索又は押収は……各別の令状により、これを行ふ」と規定している。

捜索・差押えが「令状による」ということは、事前に裁判官の審査を受けるということである。裁判官が許可した範囲を超えては捜索・差押えができないので、捜索範囲や別事件の証拠物等の取扱いが問題になる。

### 令状の請求

#### ① 捜索差押令状請求の要件

- ① 犯罪捜査のため必要があること(刑訴法218条1項、犯捜規139条1項)。
- ② 被疑者(被告人)が罪を犯したと思量される状況があること(刑訴規則156条1項)。

#### ② 令状の請求権者・請求先

##### (1) 令状の請求権者

捜索差押令状を請求する権限のある者は、検察官、検察事務官、司法警察員である(刑訴法218条4項)。

犯捜規では、指定司法警察員が請求するものとし、やむを得ないときは、他の司法警察員が請求しても差し支えないとしている(犯捜規137条1項)。

##### (2) 令状の請求先

令状の請求先は、請求者の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官である(刑訴規則299条1項)。やむを得ない事情があるときは、最寄りの下級裁判所の裁判官に請求できる(刑訴規則299条1項但書)。

#### ③ 令状請求書の記載事項

令状請求書に記載すべき事項は、以下のとおりである(刑訴規則155条1項)。

①	差し押さえるべき物、記録させ若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ若しくは印刷させるべき者又は捜索し若しくは検証すべき場所、身体若しくは物
②	請求者の官公職氏名
③	被疑者又は被告人の氏名(被疑者又は被告人が法人であるときは、その名称)
④	罪名及び犯罪事実の要旨
⑤	7日を超える有効期間を必要とするときは、その旨及び事由
⑥	刑訴法218条2項の場合には、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって、その電磁的記録を複写すべきものの範囲
⑦	日出前又は日没後に差押え、記録命令付差押え、捜索又は検証をする必要があるときは、その旨及び事由





# マンガでTRY 法学論文 行政法



TOPの論文 1、TOP・MPDの論文 2とリンク！

## 犯罪の予防と制止

A巡査部長は、「交通上のトラブルから、男性2人が喧嘩中」との通報で現場に臨場したところ、甲と乙が口論をしていた。A巡査部長の仲介で一旦は収まりかけたが、突然甲が自分の車両内から金属バットを持ち出し、乙に殴り掛かろうとしたので、A巡査部長は甲の手を押さえ、路上に投げ伏せて制圧した。



**問** この場合におけるA巡査部長の行為の適法性について述べなさい。

解答・解説は次ページで ➡